

推進に関する計画の概要

施策の方向・施策体系

3つの基本施策に沿って効果的に取組みを推進するために16の「施策の方向」を設定し、個々の「施策の方向」ごとに、「具体的な取組み」(67項目)を示しています。

また、取組みの指標として「推進指標」(39指標)を設定し、事業の進捗状況の把握等に努めることとしています。

中間見直しの概要

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による食品の汚染や牛肉の生食を原因とする腸管出血性大腸菌による集団食中毒事件の発生等の施行後の状況を踏まえて、中間的な見直しを実施し、平成25年5月に一部改定しました。

追加した「具体的な取組み」から

●養殖ヒラメに係る新種クダアの防疫体制の推進

食中毒の原因とされる新種クダアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クダアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クダア疾病対策ガイドライン」に基づき、新種クダアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する技術開発と知見収集を実施し、関係者への情報提供に努めます。

●生食用食肉取扱施設に対する監視指導

牛生レバーの生食用としての提供の禁止や生食用食肉(牛肉)の規格基準の制定等に伴い、生食用食肉取扱施設について、重点的に監視指導を行います。

●食品表示一元化に伴う体制の整備

食品表示制度について、食品衛生法、JAS法、健康増進法の表示部分を一元化し、新たに食品表示法が公布されたことから、今後、国の動向等を注視しながら、県民や食品関係事業者にわかりやすい食品表示の運用を図るとともに、一元的かつ効率的な監視指導等を行うための体制づくりを検討します。

●放射性物質検査の実施

県内を流通する食品を対象に「行政検査」を実施するほか、生産量の多い品目を中心に県内産農水産物の計画的な「安全確認検査」を実施します。

※検査結果は、えひめ食の安全・安心情報ホームページに掲載しています。

○えひめ食の安全・安心情報ホームページ

食の安全安心をはじめとする身近な情報や正しい知識などをわかりやすく提供しています。
愛媛県公式ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/>)
内で「食の安全安心」で検索

○メールマガジン「食の安全安心メール」

食品の回収情報や食中毒の発生情報など、食の安全安心に関するさまざまな情報をタイムリーにお届けします。
登録は、左記ホームページから。

○食の安全安心総合相談窓口 食の安全安心に関する疑問、相談等をお気軽にお寄せください。

保健所名	連絡先	管内市町	保健所名	連絡先	管内市町
四国中央保健所	0896-23-3360	四国中央市	八幡浜保健所	0894-22-4111	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
西条保健所	0897-56-1300	新居浜市、西条市	宇和島保健所	0895-22-5211	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
今治保健所	0898-23-2500	今治市、上島町	松山市保健所	089-911-1808	松山市
中予保健所	089-941-1111	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町			